

移動等円滑化取組報告書（鉄道駅）

（令和6年度）

住 所 仙台市青葉区木町通一丁目4番15号

事業者名 仙台市交通局
 代表者名 交通事業管理者 吉野 博明

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 鉄道駅を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる鉄道駅	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
南北線全駅	ホームと車両との隙間を縮小するためホームに櫛ゴムを設置する。 (令和3年度から令和7年度までの整備予定：全17駅 R3：1駅 R4：2駅 R5：4駅 R6：5駅 R7：5駅)	旭ヶ丘駅・台原駅・北四番丁駅・広瀬通駅・富沢駅

② 鉄道駅を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
バリアフリー設備を用いた役務の提供	・渡り板による乗降支援 ・筆談用具／コミュニケーション支援ボードの配備	・車いすのお客様等に対し、渡り板による乗降支援を実施した。 ・各駅に筆談用具とコミュニケーション支援ボードを配備している。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
声掛け運動	・地下鉄を安全に安心してご利用いただくとともに、事故を未然に防止するため、高齢者や身体の不自由な方に対し積極的に声掛けを行う。	・日頃から積極的な声掛けを実施している中で、「声かけ・サポート」運動強化キャンペーンに合わせ、声かけ・見守りの強化月間を設けて対応した。
サービス介助士の管区駅配置	・移動に制約があるお客様に安全・安心してご利用いただけるよう、各管区駅にサービス介助士の資格を有した駅務助役を配置し、各駅においてお困りのお客様がいた際は対応するとともに、駅務員のバリアフリーに関連する指導・助言ができる環境を整備する。	・サービス介助士の資格を持つ駅務助役がそのノウハウを駅務員に伝達し、車いすのお客様などに対し列車の乗降のお手伝いを実施した。

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
バリアフリー情報提供	・地下鉄南北線・東西線におけるバリアフリーの取り組み状況やバリアフリー設備について、交通局ウェブサイトなどで情報提供する。	・バリアフリーに関する取り組み状況などについて、交通局ウェブサイトで情報提供を行った。
エレベーター等点検情報提供	・エレベーター・エスカレーターの定期点検予定・工事予定を交通局ウェブサイトに掲載するとともに、社会福祉法人仙台市障害者福祉協会を介して障害者団体へ情報を提供する。	・点検・工事の都度、障害者団体へ情報提供を実施した。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
高速鉄道全体集合研修の実施	・お客様に地下鉄を快適にご利用いただくため、接客のスキルアップを図り、バリアフリーやノーマライゼーションについての理解を深めることを目的として、サービス向上研修を実施する。	・異常時の案内放送についてDVD視聴及びグループワークの研修を実施した。
外部接客研修の実施	・更なる知識や技術の向上を図るため、局内での実施が困難なものや先進的取り組みについて、外部機関の研修を受講する。	・上記DVDを活用した研修を実施した。
駅係員介助研修の実施	・高齢の方や身体の不自由な方が、安全かつ安心して地下鉄をご利用いただけるよう、接客や介助のスキルアップを図る研修を実施する。	・定期教育訓練において、接客・介助研修を実施し対応スキルの向上を図った。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての鉄道駅の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
マナー啓発活動	・マナー啓発活動として、キャンペーンを計画的に実施するとともに、マナー啓発ポスター・ステッカーを継続して掲出する。	マナー啓発キャンペーンを計画的に実施するとともに、マナー啓発ポスター・ステッカーを継続して掲出した。

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

<ul style="list-style-type: none"> ・小学生等を対象とした交通バリアフリー教室を実施した。 令和6年10月25日 旭丘小学校：5年生 60名 ・春と秋に、高校生の列車内及び駅構内における乗車マナーの意識の醸成を図るため、みやぎ高校生マナーアップ・キャンペーン運動を実施した。 ・高齢者と身体の不自由な方との意見交換会を開催した。当事者から直接意見を聴取し、情報を共有するとともに、今後の取り組みに活かしていく。

(3) 報告書の公表方法

交通局ウェブサイトに掲載

(4) その他

仙台市バリアフリー基本構想に基づき、第3期仙台市交通局バリアフリー特定事業計画を策定・実施している。
--

1. 鉄道駅の移動等円滑化の達成状況

鉄道事業者名	共用駅	鉄道駅名	路線名	利用文字判定		指定と違う文字を利用するところの記入力を要をなくすること。	前年度報告内容 (現在の基準に対する適合状況)	前年度報告書 AH	前年度報告書 AJ	前年度報告書 AL	前年度報告書 AN	前年度報告書 AR	市町村が作成する移動等円滑化基本構想における生活機能階級に位置付けられた駅	一日当たりの利用者数の算出方法	
				○	△										
				×	○		前年度報告内容 (現在の基準に対する適合状況)								
				△	○		前年度報告内容 (現在の基準に対する適合状況)								
仙台市交通	泉中央	駅	南北線	○	○		○	○	○	○	○	○	○	前年度報告書ARから一日当たり平均数を算出	
仙台市交通	八乙女	駅	南北線	○	○		○	○	○	○	○	○	○	前年度報告書ARから一日当たり平均数を算出	
仙台市交通	黒松	駅	南北線	○	○		○	○	○	○	○	○	○	前年度報告書ARから一日当たり平均数を算出	
仙台市交通	旭ヶ丘	駅	南北線	○	○		○	○	○	○	○	○	○	前年度報告書ARから一日当たり平均数を算出	
仙台市交通	台原	駅	南北線	○	○		○	○	○	○	○	○	○	前年度報告書ARから一日当たり平均数を算出	
仙台市交通	北仙台	駅	南北線	○	○		○	○	○	○	○	○	○	前年度報告書ARから一日当たり平均数を算出	
仙台市交通	北四番丁	駅	南北線	○	○		○	○	○	○	○	○	○	前年度報告書ARから一日当たり平均数を算出	
仙台市交通	勾当台公園	駅	南北線	○	○		○	○	○	○	○	○	○	前年度報告書ARから一日当たり平均数を算出	
仙台市交通	広瀬通	駅	南北線	○	○		○	○	○	○	○	○	○	前年度報告書ARから一日当たり平均数を算出	
仙台市交通	仙台	駅	南北、東西線	○	○		○	○	○	○	○	○	○	前年度報告書ARから一日当たり平均数を算出	
仙台市交通	五橋	駅	南北線	○	○		○	○	○	○	○	○	○	前年度報告書ARから一日当たり平均数を算出	
仙台市交通	愛宕橋	駅	南北線	○	○		○	○	○	○	○	○	○	前年度報告書ARから一日当たり平均数を算出	
仙台市交通	河原町	駅	南北線	○	○		○	○	○	○	○	○	○	前年度報告書ARから一日当たり平均数を算出	
仙台市交通	長町一丁目	駅	南北線	○	○		○	○	○	○	○	○	○	前年度報告書ARから一日当たり平均数を算出	
仙台市交通	長町	駅	南北線	○	○		○	○	○	○	○	○	○	前年度報告書ARから一日当たり平均数を算出	
仙台市交通	長町南	駅	南北線	○	○		○	○	○	○	○	○	○	前年度報告書ARから一日当たり平均数を算出	
仙台市交通	富沢	駅	南北線	○	○		○	○	○	○	○	○	○	前年度報告書ARから一日当たり平均数を算出	
仙台市交通	八木山動物公園	駅	東西線	○	○		○	○	○	○	○	○	○	前年度報告書ARから一日当たり平均数を算出	
仙台市交通	青葉山	駅	東西線	○	○		○	○	○	○	○	○	○	前年度報告書ARから一日当たり平均数を算出	
仙台市交通	川内	駅	東西線	○	○		○	○	○	○	○	○	○	前年度報告書ARから一日当たり平均数を算出	
仙台市交通	国際センター	駅	東西線	○	○		○	○	○	○	○	○	○	前年度報告書ARから一日当たり平均数を算出	
仙台市交通	大町西公園	駅	東西線	○	○		○	○	○	○	○	○	○	前年度報告書ARから一日当たり平均数を算出	
仙台市交通	青葉通一丁目	駅	東西線	○	○		○	○	○	○	○	○	○	前年度報告書ARから一日当たり平均数を算出	
仙台市交通	宮城野通	駅	東西線	○	○		○	○	○	○	○	○	○	前年度報告書ARから一日当たり平均数を算出	
仙台市交通	湯坊	駅	東西線	○	○		○	○	○	○	○	○	○	前年度報告書ARから一日当たり平均数を算出	
仙台市交通	薬師堂	駅	東西線	○	○		○	○	○	○	○	○	○	前年度報告書ARから一日当たり平均数を算出	
仙台市交通	卸町	駅	東西線	○	○		○	○	○	○	○	○	○	前年度報告書ARから一日当たり平均数を算出	
仙台市交通	六丁の目	駅	東西線	○	○		○	○	○	○	○	○	○	前年度報告書ARから一日当たり平均数を算出	
仙台市交通	荒井	駅	東西線	○	○		○	○	○	○	○	○	○	前年度報告書ARから一日当たり平均数を算出	
	(合計)			29	0		29	12	20	20	20	20	20	13	0

1: 該道の移動等円滑化の達成状況

共同 利用 区	共同 利用 区	共同 利用 区	共同 利用 区	共同 利用 区	段差解消補足 段差への対応状況 (平成30年10月から施行された移動等円滑化基準に適合したもの)				移動等円滑化 実施等報告 書等提出 状況	案内設備補足 案内設備				乗車者対応設備補足 乗車者対応設備				転落防止のための設備補足 転落防止のための設備					
					公共用通 路と乗降 口の間の 経路	公共用通 路と乗降 口の間の 経路	公共用通 路と乗降 口の間の 経路	公共用通 路と乗降 口の間の 経路		公共用通 路と乗降 口の間の 経路													
仙台市交通	東中央	駅	南北	線	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
仙台市交通	八乙女	駅	南北	線	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	
仙台市交通	黒松	駅	南北	線	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	
仙台市交通	旭ヶ丘	駅	南北	線	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	
仙台市交通	台原	駅	南北	線	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	
仙台市交通	北仙台	駅	南北	線	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	
仙台市交通	北西番丁	駅	南北	線	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	
仙台市交通	勾当台公園	駅	南北	線	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	
仙台市交通	広瀬通	駅	南北	線	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	
仙台市交通	仙台	駅	南北、東西	線	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
仙台市交通	五橋	駅	南北	線	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	
仙台市交通	愛宕橋	駅	南北	線	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	
仙台市交通	河原町	駅	南北	線	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	
仙台市交通	長町一丁目	駅	南北	線	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	
仙台市交通	長町	駅	南北	線	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	
仙台市交通	長町南	駅	南北	線	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	
仙台市交通	富沢	駅	南北	線	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	
仙台市交通	八木山動物公園	駅	東西	線	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	
仙台市交通	青葉山	駅	東西	線	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	
仙台市交通	川内	駅	東西	線	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	
仙台市交通	国際センター	駅	東西	線	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	
仙台市交通	大町西公園	駅	東西	線	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	
仙台市交通	青葉通一丁目	駅	東西	線	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	
仙台市交通	宮城野通	駅	東西	線	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	
仙台市交通	連坊	駅	東西	線	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	
仙台市交通	斎師堂	駅	東西	線	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	
仙台市交通	御前	駅	東西	線	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	
仙台市交通	六丁目の	駅	東西	線	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	
仙台市交通	荒井	駅	東西	線	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	
				(合計)	29	29			0						0	29			29			0	

1. 鉄道駅の移動等円滑化の進捗状況

番号 (のりば) 数(合計)	ホームと車庫の設置・関係										
	[コリドー軌道かつ直線ホーム]			[コリドー軌道かつ直線ホーム]以外							
	目安値以内の箇所がある番線ののりば数(合計)	目安値以内の箇所がない番線ののりば数(合計)	整備計画なし	目安値以内の箇所がある番線ののりば数(合計)	目安値以内の箇所がない番線ののりば数(合計)	整備計画なし					
	整備計画あり (R7年度)	整備計画あり (R8年度～R12年度) 又は時期未定)	整備計画あり (R13年度～又は時期未定)	整備計画あり (R8年度)	整備計画あり (R9年度～R12年度) 又は時期未定)	整備計画なし					
	①一つから選択(重複可、主理由は下線を付すこと) ①駅入口からホームまでのバリアフリーが進んでいない ②床面高さの異なる複数の車庫が併り入れているためその統一化が必要(車庫更新に時間を要する) ③車庫の構造上、空渡差や動橋が大いため一定の空渡・隙間が必要(懸垂式モジュール、ゴムタイヤ等) ④既設車庫の狭小のためホーム幅を窄くするに当たり、安全対策のためホームドア設置の計画がない ⑤フルハイトのホームドアのため、床面に接しておりホーム上げが容易にできない ⑥除雪車の除雪板がホームに接触しないよう一定の隙間が必要 ⑦高速の通過列車が走行し動橋が大いため一定の隙間が必要(新幹線等)										
	整備困難 整備困難な理由 理由⑧ その他の理由										
仙台市交通	泉中央 駅 南北 線	○△	2	2							
仙台市交通	八乙女 駅 南北 線	○	2	2							
仙台市交通局	黒松 駅 南北 線	○	2	2							
仙台市交通局	短ヶ丘 駅 南北 線	○△	2	2							
仙台市交通局	台原 駅 南北 線	○△	2	2							
仙台市交通局	北仙台 駅 南北 線	○△	2	2							
仙台市交通局	北四番丁 駅 南北 線	○△	2	2							
仙台市交通局	勾当台公園 駅 南北 線	○△	2	2							
仙台市交通局	広瀬通 駅 南北 線	○△	2	2							
仙台市交通局	仙台 駅 南北、東西 線	○△	4	2	2						
仙台市交通局	玉横 駅 南北 線	○△	2	2							
仙台市交通局	愛宕橋 駅 南北 線	○	2	2							
仙台市交通局	河原町 駅 南北 線	○	2	2							
仙台市交通局	長町一丁目 駅 南北 線	○△	2	2							
仙台市交通局	長町 駅 南北 線	○△	2	2							
仙台市交通局	長町南 駅 南北 線	○△	2	2							
仙台市交通局	富沢 駅 南北 線	○△	2	2							
仙台市交通局	八木山動物公園 駅 東西 線	○△	2	2							
仙台市交通局	青葉山 駅 東西 線	○△	2	2							
仙台市交通局	川内 駅 東西 線	○△	2	2							
仙台市交通局	国際センター 駅 東西 線	○△	2	2							
仙台市交通局	大町西公園 駅 東西 線	○△	2	2							
仙台市交通局	青葉通一丁目 駅 東西 線	○△	2	2							
仙台市交通局	百城野通 駅 東西 線	○△	2	2							
仙台市交通局	蓮坊 駅 東西 線	○△	2	2							
仙台市交通局	葉勝堂 駅 東西 線	○△	2	2							
仙台市交通局	即町 駅 東西 線	○△	2	2							
仙台市交通局	六丁の目 駅 東西 線	○△	2	2							
仙台市交通局	荒井 駅 東西 線	○△	2	2							
	(合計) 29 駅	29	60	26	0	34	0	0	0	0	0

番号 (のりば) 数(合計)	ホームドア設置に関する情報										
	ホームドアが設置されていない番線ののりば数	ホームドアが設置されている番線ののりば数	ホームドアの種類	ホームドアの状態	路線名	ホームドア設置年	当該番線の設置状況	備考			
2	2	12番線	島式1面2可動式	南北線	H22.2	◎全駅					
2	2	12番線	島式1面2可動式	南北線	H22.2	◎全駅					
2	2	12番線	島式1面2可動式	南北線	H22.2	◎全駅					
2	2	12番線	島式1面2可動式	南北線	H22.1	◎全駅					
2	2	12番線	島式1面2可動式	南北線	H22.1	◎全駅					
2	2	12番線	島式1面2可動式	南北線	H21.12	◎全駅					
2	2	12番線	島式1面2可動式	南北線	H21.12	◎全駅					
4	4	12番線	島式1面2可動式	南北線	H21.12H22	◎全駅◎全駅					
2	2	12番線	島式1面2可動式	南北線	H21.11	◎全駅					
2	2	12番線	島式1面2可動式	南北線	H21.11	◎全駅					
2	2	12番線	島式1面2可動式	南北線	H21.11	◎全駅					
2	2	12番線	島式1面2可動式	南北線	H21.10	◎全駅					
2	2	12番線	島式1面2可動式	南北線	H21.10	◎全駅					
2	2	12番線	島式1面2可動式	南北線	H21.10	◎全駅					
2	2	12番線	島式1面2可動式	東西線	H21.12	◎全駅					
2	2	12番線	島式1面2可動式	東西線	H21.12	◎全駅					
2	2	12番線	島式1面2可動式	東西線	H21.12	◎全駅					
2	2	12番線	島式1面2可動式	東西線	H21.12	◎全駅					
2	2	12番線	島式1面2可動式	東西線	H21.12	◎全駅					
2	2	12番線	島式1面2可動式	東西線	H21.12	◎全駅					
2	2	12番線	島式1面2可動式	東西線	H21.12	◎全駅					
2	2	12番線	島式1面2可動式	東西線	H21.12	◎全駅					
40	60	0									

移動等円滑化取組報告書（鉄道駅）

（令和6年度）

住 所 仙台市青葉区木町通一丁目4番15号

事業者名 仙台市交通局
代表者名 交通事業管理者 吉野 博明

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1日当たりの平均利用者が3万人以上の鉄道駅を設置又は管理している。	○
(2) 過去3年度における1日当たりの平均利用者が3000人以上3万人未満の鉄道駅を設置又は管理していて、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	

(第2号様式)

注1. 複数の路線が乗り入れる鉄道駅は1鉄道駅として計上し、路線名の欄に当該複数の路線名を記入すること。

2. 有人駅、無人駅の別の欄には、当該鉄道駅が無人駅である場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
3. 公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無の欄には、当該鉄道駅が公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
4. 段差への対応の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条及び第18条の2の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
5. プラットホームの数の欄には、当該鉄道駅に設置されているプラットホームの総数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
6. 段差が解消されているプラットホームの数の欄には、鉄道駅の出入口とそれぞれのプラットホームとの間の経路の段差が解消されているプラットホームの数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
7. エレベーターの設置基数の欄には、当該鉄道駅に設置されたエレベーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第7項の基準に適合するエレベーターの設置基数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
8. エスカレーターの設置基数の欄には、当該鉄道駅に設置されたエスカレーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第9項の基準に適合するエスカレーターの設置基数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
9. その他の昇降機の設置基数の欄には、エレベーター及びエスカレーター以外の昇降機の設置基数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
10. 傾斜路の設置箇所数の欄には、当該鉄道駅に設置された傾斜路の総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第6項及び第6条の基準に適合する傾斜路の数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
11. 視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第9条の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
12. 案内設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第10条から第12条までの基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
13. 障害者対応型便所の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に便所が設置されていない場合は一印を、便所が設置されており、かつ、障害者対応型便所(公共交通移動等円滑化基準省令第13条第2項の基準に適合するものをいう。第10号、第12号、第22号及び第24号様式を除き以下同じ。)が設置されていない場合は×印を、障害者対応型便所が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
14. 障害者対応型改札口の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に改札口が設置されていない場合は一印を、改札口が設置されており、かつ、障害者対応型改札口(公共交通移動等円滑化基準省令第19条の基準に適合するものをいう。以下同じ。)が設置されていない場合は×印を、障害者対応型改札口が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
15. 障害者対応型券売機の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に券売機が設置されていない場合は一印を、券売機が設置されており、かつ、障害者対応型券売機(公共交通移動等円滑化基準省令第17条の基準に適合するものをいう。以下同じ。)が設置されていない場合は×印を、障害者対応型券売機が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
16. 車椅子使用者の円滑な乗降が可能なプラットホームの数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第20条第1項第1号から第3号までの基準に適合しているプラットホームの数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
17. 転落防止のための設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第20条第1項第6号から第8号までの基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
18. Ⅲについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
19. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
20. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。